

令和元年 第 1 回

北見市第二農業委員会総会議事録

日 時	令和元年5月24日(金)
場 所	第二農業委員会会議室
	午後 2時00分 開会
	午後 3時00分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号
- 第 4 議案第 2 号
- 第 5 議案第 3 号
- 第 6 議案第 4 号
- 第 7 議案第 5 号
- 第 8 報告第 1 号
- 第 9 報告第 2 号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明願について
- 第 8 報告第 1 号 農業者実態把握調査の結果について
- 第 9 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 令和元年第1回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		
2	菅原 正信 君		
3	貝沼 輝美 君		
4	加藤 貴善 君		
5	中川 博光 君		
6	中野 彰裕 君		
7	樋渡 明 君		
8	水戸部正己 君		
9	山内 幹司 君		
10	麻島 秀喜 君		
11	内藤 貴之 君		
12	植松 正仁 君		
13	岡田真理子 君		
14	久世 和徳 君		
15	清井 俊幸 君		

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		
17	深尾 勇治 君		
18	森脇 幸喜 君		
19	越智 弘己 君		
20	東海林 晃 君		
21	伊藤 稔 君		
22	黒瀬 大雄 君		
23	長尾 正典 君		
24	畠山 政博 君		
25	森谷 裕美 君		
26	茂住 修二 君		
27	檉尾 英司 君		

出席 26 名
欠席 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課長	市 山 恵 一 君
農地 係長	谷 地 洋 光 君
総務 係長	清 水 拓 君
分室 係長	川 村 一 哉 君
分室 係長	佐 野 朋 也 君
分室 係長	下 屋 勝 君

(3) 議 長 檉尾 英司 君
署名委員 19番 越智 弘己 委員
署名委員 21番 伊藤 稔 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第1回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、令和元年第1回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、26名であります。2番 菅原委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。

次に、本日の総会議案のほか、報告第1号関連として、「令和元年第1回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。

以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は19番 越智委員、21番 伊藤委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日かぎりとして決定いたします。

次に、日程第3、『議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページから2ページでございます。位置図につきましては、今回より添付しておりません。

議案第1号 「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は6件です。許可に係る地目及び転用面積は、2ページ欄外に記載のとおり、「畑」が8筆で、合計面積は8,106㎡であります。

これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。

以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番から5番についてご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、端野町緋牛内、現況地目は「畑」、面積は、1,204㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は

さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫・農作業場・コンテナ置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号2番、所在及び地番は、端野町緋牛内 外1筆、現況地目は「畑」、合計面積は、1,849㎡です。農地区分は、農用地区域内農地・第1種農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅・庭・駐車場・通路・農作業場・コンテナ置場・車輛置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号3番、所在及び地番は、端野町一区 、現況地目は「畑」、面積は、496㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫・コンテナ置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号4番、所在及び地番は、端野町一区 外1筆、現況地目は「畑」、合計面積は、1,493㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫・農作業場・コンテナ置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号5番、所在及び地番は、端野町川向 、現況地目は「畑」、面積は、2,482㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫・農作業場・コンテナ置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号6番についてご説明いたします。

番号6番、所在及び地番は、常呂町字土佐 、現況地目は「畑」、面積は、582㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫・農産物置場兼資材置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の3ページから5ページでございます。位置図につきましては、今回より添付しておりません。

議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたし

ます。

今回の申請は、所有権贈与が2件、所有権売買が1件、使用貸借による権利が5件の合計8件です。

なお、許可に係る地目及び転用面積は、5ページ欄外に記載のとおり、「畑」が3筆、「宅地」が18筆で、合計面積は22,338㎡であります。

これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。

以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番から4番についてご説明いたします。

番号1番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町緋牛内、現況地目は「宅地」、面積は、1,548㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、さん。借主は、同住所さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫・肥料収納庫・農作業場兼コンテナ置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号2番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町一区外3筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、2,690㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、さん。借主は、さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫・玉葱選別所・農作業場・コンテナ置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号3番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町忠志外2筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、3,211㎡です。農地区分は、農用地区域内農地・第1種農地。貸主は、さん。借主は、同住所さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅・農業用倉庫・物置・農作業場・コンテナ置場・車輜置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号4番、権利は、所有権贈与です。所在及び地番は、端野町忠志、現況地目は「畑」、面積は、883㎡です。農地区分は、第1種農地。譲渡人は、さん。譲受人は、同住所さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅・庭・駐車場・通路・堆雪場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号5番についてご説明いたします。

番号5番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、常呂町字土佐、現況地目は「宅地」、面積は、704㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、さん。借主は、同住所さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫・農作業場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長
(下屋 勝君)

留辺蘂班に係る案件、番号6番から8番についてご説明いたします。

番号6番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、留辺蘂町厚和外8筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、12,043㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、さん。借主は、同住所さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫・休憩所・農作業場・コンテナ置場・通路・堆肥場・ビート置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号7番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、留辺蘂町花園、

現況地目は「畑」、面積は、791 m²です。農地区分は、農用区域内農地。譲渡人は、
さん。譲受人は、
です。転用目的及び計画の内容は、
飼料置場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 8 番、権利は、所有権贈与です。所在及び地番は、留辺薬町花園
、
現況地目は「畑」、面積は、468 m²です。農地区分は、第一種農地。譲渡人は、
さん。譲受人は、同住所
さんです。転用目的及び計画の内容は、
農家住宅・車庫・物置・浄化槽・庭・通路・駐車場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、6 番の案件については、
委員が、
7 番の案件については、
委員が除斥の対象となりますので、まず、6 番および 7 番を除いた案件について質疑をお受けしてまいりたいと思います。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、6 番および 7 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、本案は、6 番および 7 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、6 番の案件に対する案件に入りますので、
委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議長
(櫻尾 英司君)

それでは 6 番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議長
(櫻尾 英司君)

それでは次に、7 番の案件に対する質疑に入りますので、
委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それでは7番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(櫻尾 英司君)

次に、日程第5、『議案第3号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の6ページから11ページでございます。

議案第3号 「農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による北見市農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項に基づき北見市長から意見を求められたものでございます。

今回の案件18件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、土地の表示は、端野町協和 外2筆、現況は「田」、合計面積は、2,694㎡です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号2番、土地の表示は、端野町忠志 外1筆、現況は「畑」、合計面積は、18,137.41㎡です。所有者は、 さん。申請者は、同住所 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号3番、土地の表示は、端野町忠志 外1筆、現況は「宅地」、合計面積は、2,703.82㎡です。所有者は、 さん。申請者は、同住所 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・農作業場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号4番、土地の表示は、端野町忠志 、現況は「宅地」、面積は、1,169㎡です。所有者は、 さん。申請者は、同住所 さんです。土地利用計画は、物置・農作業場・コンテナ置場・車輛置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、有です。

番号5番、土地の表示は、端野町緋牛内 、現況は「畑」、面積は、1,204㎡です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農機具収納庫・農作業場・コンテナ置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号6番、土地の表示は、端野町緋牛内、現況は「宅地」、面積は、1,548㎡です。所有者は、さん。申請者は、同住所さんです。土地利用計画は、農機具収納庫・肥料収納庫・農作業場兼コンテナ置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号7番、土地の表示は、端野町緋牛内、現況は「畑」、面積は、920㎡です。所有者及び申請者は、さんです。土地利用計画は、農作業場・コンテナ置場・車輛置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号8番、土地の表示は、端野町一区外3筆、現況は「畑・宅地」、合計面積は、3,186㎡です。所有者は、さん。申請者は、さんです。土地利用計画は、農機具収納庫・玉葱選別所・農作業場・コンテナ置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号9番、土地の表示は、端野町一区外1筆、現況は「畑」、合計面積は、1,493㎡です。所有者及び申請者は、さんです。土地利用計画は、農機具収納庫・農作業場・コンテナ置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号10番、土地の表示は、端野町川向、現況は「畑」、面積は、2,482㎡です。所有者は、さん。申請者は、さんです。土地利用計画は、農機具収納庫・農作業場・コンテナ置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号11番、土地の表示は、端野町忠志外1筆、現況は「宅地」、合計面積は、1,948㎡です。所有者は、さん。申請者は、同住所さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・物置・農作業場・コンテナ置場・車輛置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号12番、土地の表示は、端野町緋牛内、現況は「畑」、面積は、929㎡です。所有者及び申請者は、さんです。土地利用計画は、農家住宅・庭・駐車場・通路。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号13番、土地の表示は、端野町緋牛内、現況は「原野」、面積は、1,894㎡です。所有者及び申請者は、さん。土地利用計画は、農家住宅・通路・浄化槽・庭兼堆雪場・駐車場。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、無です。

番号14番、土地の表示は、常呂町字土佐外1筆、現況は「宅地」、合計面積は、565.02㎡です。所有者は、さん。申請者は、同住所さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・農産物置場兼資材置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号15番、土地の表示は、常呂町土佐、現況は「畑・宅地」、面積は、1,286㎡です。所有者は、さん。申請者は、同住所さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・農作業場・通路・農産物置場兼資材置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号16番、土地の表示は、留辺蘂町厚和外8筆、現況は「宅地」、合計面積は、12,043㎡です。所有者は、さん。申請者は、同住所さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・休憩所・農作業場・コンテナ置場・通路・堆肥場・ビート置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号17番、土地の表示は、留辺薬町花園、現況は「畑」、面積は、791㎡です。所有者は、さん。申請者は、です。土地利用計画は、飼料置場・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号18番、土地の表示は、留辺薬町花園、現況は「畑」、面積は、468㎡です。所有者及び申請者は、さんです。土地利用計画は、農家住宅・車庫・物置・浄化槽・庭・通路・駐車場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

なお、農業振興地域整備計画の変更に係る面積は、11ページ欄外に記載のとおり、「編入」10筆、「用途変更」23筆、「除外」3筆で、合計面積は55,461.25㎡であります。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、16番の案件については、委員が、17番の案件については、委員が除斥の対象となりますので、まず、16番および17番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、16番および17番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって、本案は、16番および17番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、16番の案件に入りますので、委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議長
(櫻尾 英司君)

それでは16番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それでは次に、17番の案件に対する質疑に入りますので、
一時退席願います。

委員は

(委員、退席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それでは17番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それではここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

(茂住代理と議長交代)

議 長
(茂住 修二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の12ページから16ページでございます。

議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集
積計画の決定について」ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が2件、所有権売買が15件の
合計17件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
していると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、16ページ欄外に記載のとおり、「田」
が8筆、「畑」が62筆で、合計面積は688,248㎡であります。

以上でございます。

議 長
(茂住 修二君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班
の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

3 番
(貝沼 輝美君)

端野班に関わる案件、番号 1 番から 6 番についてご説明いたします。
番号 1 番から 6 番まで全て権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
です。

番号 1 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は、15,000,000 円、10a あたり 201,400 円となります。

番号 2 番、権利の設定等を受ける者は さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 9,500,000 円、10a あたり 336,100 円となります。

番号 3 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 3,310,000 円、10a あたり 309,500 円となります。

番号 4 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 5,668,000 円、10a あたり 219,400 円となります。

番号 5 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 2,864,000 円、10a あたり 144,200 円です。

番号 6 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 10,789,000 円、10a あたり 239,300 円となります。

以上でございます。

議 長
(茂住 修二君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

1 6 番
(清尾 雅人君)

常呂班に関わる案件、番号 7 番から 1 0 番についてご説明いたします。
番号 7 番から 1 0 番まで全て権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
です。

番号 7 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 12,715,000 円、10a あたり 100,000 円となります。

番号 8 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 12,145,000 円、10a あたり 380,000 円となります。

番号 9 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 3,774,000 円、10a あたり 220,000 円となります。

番号 1 0 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 6,590,000 円、10a あたり 230,100 円となります。

以上でございます。

議 長
(茂住 修二君)

つづきまして、留辺蘂班よりお願いいたします。

1 9 番
(越智 弘己君)

留辺蘂班に関わる案件、番号 1 1 番から 1 7 番についてご説明いたします。
番号 1 1 番から 1 5 番まで全て権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
です。

番号 1 1 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 8,180,000 円、10a あたり 167,300 円となります。

番号 1 2 番、権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は 14,990,000 円、10a あたり 370,000 円となります。

番号13番、権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は14,790,000円、10aあたり351,500円となります。

番号14番、権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は12,116,000円、10aあたり375,000円となります。

番号15番、権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は6,500,000円、10aあたり132,300円となります。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は35,000円、10aあたり5,200円となります。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は190,000円、10aあたり3,200円となります。

以上でございます。

議長
(茂住 修二君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、3番の案件については、
委員が除斥の対象となりますので、まず、3番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。

本案は、3番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。

よって本案は、3番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに
決定いたします。

それでは次に、3番の案件に対する質疑に入りますので、
委員は、
一時退席願います。

(委員、退席)

議長
(茂住 修二君)

それでは、3番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(茂住 修二君)

ここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

(榎尾会長と議長交代)

議 長
(榎尾 英司君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第7、『議案第5号 現況証明願について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の17ページでございます。
議案第5号、「現況証明願について」ご説明いたします。
このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるというものであります。
願出件数は2件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。
番号1番、所在・地番は、端野町北登、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は795㎡、利用状況は「宅地」、所有者及び願出人は、さんです。転用状況は、農地法第4条許可 有です。
番号2番、所在・地番は、留辺薬町大富 外1筆、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は14,192㎡、利用状況は「山林」、所有者は、さん。願出人は、さんです。
なお、現況証明に係る面積は、欄外に記載のとおり、「農地・採草放牧地以外」の3筆で、合計面積は、14,987㎡であります。
以上でございます

議 長
(榎尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

4 番
(加藤 貴善君)

番号1番について、ご説明いたします。
令和元年5月17日に菊池委員、菅原委員、中野委員の3名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「宅地」と確認しました。
以上、ご報告いたします。

議 長
(榎尾 英司君)

つづきまして、留辺薬班よりお願いいたします。

19 番
(越智 弘己君)

番号2番について、ご説明いたします。
令和元年5月16日に森谷委員、茂住委員の2名とともに現地調査を行い、2筆とも現況が全て「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、全て「山林」と確認しました。
以上、ご報告いたします。

議長
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第8、『報告第1号 農業者実態把握調査の結果について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の18ページでございます。
報告第1号 「農業者実態把握調査の結果について」ご説明いたします。
このことについて、平成31年 農業者実態把握調査の結果を別紙のとおり報告いたします。内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第1回総会資料、報告第1号関連「農業者実態把握調査の結果について」をご参照いたします。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第9、『報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の19ページでございます。
報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。
届出件数は、所有権(相続)が6件であります。
番号1番、所在及び地番は、端野町緋牛内 「畑」、外「田」5筆、
「畑」5筆、合計面積は109,486㎡であります。被相続人は、 さん。
相続人は、同住所 さんです。届出日は平成31年4月19日、受理通知日は平成31年4月24日です。
番号2番、所在及び地番は、端野町三区 「田」、外「田」10筆、
「畑」8筆、合計面積は121,285㎡であります。被相続人は、 さん。
相続人は、同住所 さんです。届出日は平成31年4月10日、受理通知日は平成31年4月15日です。

番号3番、所在及び地番は、端野町三区 「田」、面積は84㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成31年4月12日、受理通知日は平成31年4月17日です。

番号4番、所在及び地番は、端野町三区 「畑」、外「田」1筆、「畑」1筆、合計面積は7,313㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成31年4月17日、受理通知日は平成31年4月24日です。

番号5番、所在及び地番は、端野町川向 「畑」、外「田」2筆、「畑」16筆、合計面積は221,280㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成31年4月12日、受理通知日は平成31年4月17日です。

番号6番、所在及び地番は、留辺薬町旭一区 「畑」、外「畑」5筆、合計面積は22,933㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成31年4月25日、受理通知日は平成31年4月26日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、22ページ欄外に記載のとおり、「田」が20筆、「畑」が39筆で、合計面積は482,381㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議長
(櫻尾 英司君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、令和元年第1回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年5月24日

議 長 榎 尾 英 司

議 長 茂 住 修 二

署名委員 越 智 弘 己

署名委員 伊 藤 稔